

平成 30 年 11 月 14 日

報道関係者各位

山県市

職員の処分について

下記のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

1 処分年月日 平成 30 年 11 月 14 日

2 処分者数 2 人

3 処分の状況

所属名	職責	年齢	処分内容	備考
教育委員会	係長	60	戒告	前税務課課長
議会事務局	主幹	57	戒告	前税務課主幹

4 処分の理由

固定資産税の宅地課税において、課税の負担を軽減する住宅用地の課税標準の特例措置を正しく適用していない事案があったため、固定資産税及び国民健康保険税が過大になっていた部分を還付することに至った件について、平成 27 年度に調査に着手したにもかかわらず、事務処理が進まず年度内に完了しなかった。その後、事務引継が適切に行われなかったことにより対応に時間を要した。

本事案により、公務に対する市民の信頼を大きく損なったため、地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づき処分を行った。

【本件に関する報道関係者からのお問い合わせ】

山県市総務課人事秘書室 室長 市原

Tel : 0581-22-6821 Fax : 0581-27-2075

Mail : somu@city.gifu-yamagata.lg.jp